施設利用時の安全管理に関する同意書

公益財団法人

三重県文化振興事業団　理事長　様

施設利用にあたり、下記の内容に同意いたします。

　　　　　　　　　　　２０　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　□利用申込書と同じ（団体情報記入省略可）

住　　所

　　　　　　　　　　　　　　　　　　団　体　名

代 表 者 名

記

* ①火災・地震等の災害発生時は、主催者の責任において避難誘導員を配置し、三重県総合文化センター自衛消防隊と協力し、安全なスペースへ参加者・来場者の誘導を行います。
* ②震度５強以上の地震発生時、または地震・火災等の災害によりセンターが催し続行を危険と判断した場合は、直ちに催しを中止します。また、施設内の状況によっては震度に関わりなく、一時的に催しを中断しセンター職員が安全確認を行うことを了承します。
* ③南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合、地震発生の有無にかかわらず、催しを中止することを了承します。また、地震の発生に備え、センターが当該日より1週間を基本として休業となる際には『三重県総合文化センター条例第２１条』に基づき、休業期間中の予約を変更またはキャンセルすることを了承します。
* ④高所作業や高所作業周辺での作業等、危険を伴う作業を行う際は関係法令を順守し、主催者の責任において保護帽及び墜落制止用器具の準備・着用等、必要な措置を講じます。
* ⑤主催者又は来場者が備品及び施設の破損、汚損、紛失をした場合は、主催者の責任において原状復帰あるいは実費を弁償します。

１　　　催 物 名 称

２　　　会　　場　　　　　大ホール ・ 中ホール ・ 小ホール ・ 多目的ホール

　　　　 （○をつける）　　　　　　　第１ギャラリー・第２ギャラリー

３　　　催物開催期間　　　２０　　　年　　月　　日（　　）　～　　月　　日（　　）

　４　　　当日責任者氏名 【舞台・楽屋】　　　　　　　　　　携帯℡

　【ロビー周辺】　　　　　　 　 ※大中ホールは記入必須

担 当 者

□（ホールのみ）緊急時は、各ホールの舞台下手袖にお集まりください。

入場者数１００名につき、１名の避難誘導員の配置を推奨して

います。

（担当者→コピーを主催者へ→ファイル）

２０２４．１２　改訂

**労働安全衛生規則　第二編　第九章　墜落、飛来崩壊による危険の防止**（抜粋）

1. **墜落等による危険の防止**

**（作業床の設置等）**

**第五百十八条** 事業者は、高さが二メートル以上の箇所（作業床の端、開口部等を除く。）で作業を行なう場合

において墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、足場を組み立てる等の方法により作業床を設け

なければならない。

２ 事業者は、前項の規定により作業床を設けることが困難なときは、防網を張り、労働者に要求性能墜落制止

用器具を使用させる等墜落による労働者の危険を防止するための措置を講じなければならない。

**（要求性能墜落制止用器具の使用）**

**第五百二十条** 労働者は、[**第五百十八条第二項**](https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-1-2h9-0.htm#9-518-2)及び前条第二項の場合において、要求性能墜落制止用器具等の

使用を命じられたときは、これを使用しなければならない。

**（要求性能墜落制止用器具等の取付設備等）**

**第五百二十一条** 事業者は、高さが二メートル以上の箇所で作業を行う場合において、労働者に要求性能墜落制

止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設けなければな

らない。

２ 事業者は、労働者に要求性能墜落制止用器具等を使用させるときは、要求性能墜落制止用器具等及びその取付

け設備等の異常の有無について、随時点検しなければならない。

**（脚立(きゃたつ))**

**第五百二十八条** 事業者は、脚立(きゃたつ)については、次に定めるところに適合したものでなければ使用しては

ならない。

 一 丈夫な構造とすること。

 二 材料は、著しい損傷、腐食等がないものとすること。

 三 脚と水平面との角度を七十五度以下とし、かつ、折りたたみ式のものにあっては、脚と水平面との角度を確

実に保つための金具等を備えること。

 四 踏み面は、作業を安全に行なうため必要な面積を有すること。

**（建築物等の組立て、解体又は変更の作業）**

**第五百二十九条** 事業者は、建築物、橋梁(りょう)、足場等の組立て、解体又は変更の作業（作業主任者を選任し

なければならない作業を除く。）を行なう場合において、墜落により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、

次の措置を講じなければならない。

一 作業を指揮する者を指名して、その者に直接作業を指揮させること。

二 あらかじめ、作業の方法及び順序を当該作業に従事する労働者に周知させること。

**第二節 飛来崩壊災害による危険の防止**

**（保護帽の着用）**

**第五百三十九条** 事業者は、船台の附近、高層建築場等の場所で、その上方において他の労働者が作業を行なって

いるところにおいて作業を行なうときは、物体の飛来又は落下による労働者の危険を防止するため、当該作業に従

事する労働者に保護帽を着用させなければならない。

２ 前項の作業に従事する労働者は、同項の保護帽を着用しなければならない。